

マージン率等に係る情報提供について

六元素情報システム株式会社 横浜本社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します

対象期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日

- (1) 令和6年6月1日 派遣労働者の数 12人
- (2) 令和5年度 派遣先の数 8事業所
- (3) 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 1日8時間当たり 51,127円
- (4) 令和5年度 派遣労働者の賃金の平均額 1日8時間当たり 44,854円
- (5) 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を
控除した額を該当労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た額 12.3%
- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（教育訓練計画）
キャリアコンサルティングの相談窓口 管理部 TEL：045-620-9602

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たり平均実施時間
マナー教育	未経験の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	2時間
システム開発技術向上研修	1年以上の雇用見込み者	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
ビジネスコミュニケーション力研修	1年以上の雇用見込み者	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
リーダーシップ研修	3年以上の雇用見込み者	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
プロジェクトマネジメント研修	3年以上の雇用見込み者	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間

- (7) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年3月31日）

・協定労働者の範囲

- ① 派遣先でプログラマーおよびシステム・エンジニアの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- ② 対象従業員については、派遣先が変更される場合も、中長期的なキャリア形成を行い、スキルの向上により処遇が改善されること明記することでモチベーションの向上につなげるため、本労使協定の対象とする。
- ③ 六元素情報システム株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

- (8) その他参考となると認められる事項
お中元・お歳暮福利厚生、社員旅行等